

令和5年11月21日
人 事 課

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣 旨

人事委員会の給与等に関する勧告(令和5年10月2日)を受け、職員給与の改定等を行う。

2 概 要

(1)月例給の引上げ(平均+0.88%)

(2)期末・勤勉手当の引上げ

管理職・一般職員 年間 4.40 月 → 4.50 月 (+0.10 月)

知事・副知事等 年間 3.30 月 → 3.40 月 (+0.10 月)

(3)会計年度任用職員の処遇改善

報酬の引上げ 日額 7,000 円 → 日額 7,600 円(+600 円)

※ 一般事務補助の場合

勤勉手当の創設 年間 2.05 月(一般職員と同じ)

(4)在宅勤務等手当の創設

対象職員 月平均 10 日超の在宅勤務等実施者

支給額 月額 3,000 円

※ 通勤手当の調整あり

3 施行日

・2(1)、(2)、(3(報酬の引上げ)):公布の日(令和5年4月1日適用)

・2(3(勤勉手当の創設))、(4) :令和6年4月1日